Vehicle Certification Agency	VCA Midlands Centre Watling Street, Nuneaton, Warwickshire CV10 0UA, United Kingdom
（略）	（略）
The Automotive Research Association of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038, India
CATARC Automotive Test Center (Tianjin) CO., Ltd.	No. 68, East Xianfeng Road, Dongli District, Tianjin, China

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定並びに第四条の規定は、令和七年九月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第八百九十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十八条の規定に基づき、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二　（略）	第二　（略）
一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条の規定による育児休業申出、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二の規定による出生時育児休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十一条の規定による介護休業申出に関する事項	一　法第五条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による育児休業申出、法第九条の二（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による出生時育児休業申出及び法第十一条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による介護休業申出に関する事項
(一)　（略）	(一)　（略）
(二)　（略）	(二)　（略）
イ　法第五条第一項ただし書の「その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項、第九条の二第一項及び第十一条第一項において同じ。）が満了することが明らか」か否かについては、育児休業申出のあった時点において判明している事情に基づき子が一歳六か月に達する日において、当該申出の時点で締結している雇入契約等が終了し、かつ、その後雇入契約等の更新がないことが確実であるか否かによって判断するものであること。例えば、育児休業申出のあった時点で次のいずれかに該当する船員は、原則として、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する船員であっても、雇用の継続の見込みに関する事業主の言動、同様の地位にある他の船員の状況及び当該船員の過去の契約の更新状況等から、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当しないものと判断され、育児休業の取得に係る法第五条第一項ただし書に定める要件を満たすものと判断される場合もあること。	イ　法第五条第一項ただし書の「その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。第三項、第九条の二第一項及び第十一条第一項において同じ。）が満了することが明らか」か否かについては、育児休業申出のあった時点において判明している事情に基づき子が一歳六か月に達する日において、当該申出の時点で締結している雇入契約等が終了し、かつ、その後雇入契約等の更新がないことが確実であるか否かによって判断するものであること。例えば、育児休業申出のあった時点で次のいずれかに該当する船員は、原則として、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する船員であっても、雇用の継続の見込みに関する事業主の言動、同様の地位にある他の船員の状況及び当該船員の過去の契約の更新状況等から、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当しないものと判断され、育児休業の取得に係る法第五条第一項ただし書に定める要件を満たすものと判断される場合もあること。
(イ)・(ロ)　（略）	(イ)・(ロ)　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）

Vehicle Certification Agency	VCA Midlands Centre Watling Street, Nuneaton, Warwickshire CV10 0UA, United Kingdom
Thailand Automotive Institute	655 Soi 1 Bangpoo Industrial Estate Moo 2, Sukhumvit Km. 34, Bangpoo Mai, Muang samutprakarn, Samutprakarn 10280, Thailand
（略）	（略）
The Automotive Research Association of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038 (India)